

2018年12月25日

株式会社ゼロ

当社九州整備センターに対する行政処分について

当社九州整備センター(大型車整備工場)において、道路運送車両法の違反行為を行ない、この度、国土交通省九州運輸局から下記の行政処分を受けました。

- * 自動車分解整備事業の事業停止 (15日間:2018年12月29日から2019年1月12日まで)
- * 保安基準適合証等の交付停止 (65日間:2018年12月29日から2019年3月3日まで)

本件に関しまして、お客様をはじめ関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしますことを深くお詫び申し上げます。

当社は、この度の処分を真摯に受け止め、二度とこのような事態を招かぬよう、各整備工場においては作業の見える化を進めることに加え、教育・研修の充実を図ると共に、グループとしても一層のコンプライアンス体制の強化に務めてまいります。

以上